

議会基本条例検証作業部会（第2回） 議事要旨

1 開会宣告 【会長】

2 署名委員の指名 【中村委員、竹内委員】

3 議題

課題に対する各会派の意見について

(1) 第5条 会派

【会長】

初めに、解決策①に対する各会派の意見を伺う。会派の考えについて説明願う。

【委員（提案者）】

現在の記載のみでは不十分であるため、理念・政策を共有して議会での態度表明の統一に努める旨の記載を追加すべきと考える。

【委員】

賛成。提案の趣旨は理解できる。

【委員】

反対。すでに条文に規定されており、変える必要はない。

【委員】

反対。提案の趣旨は理解するが、現在の記載で十分であると考ええる。

【会長】

ただいま各会派から説明があった内容について、質疑応答を行う。

【委員】

態度表明をする権利は一人ひとりの議員にあると認識しているが、統一行動すべきとする根拠は。

【委員（提案者）】

一人ひとり態度が異なるということは、議論の過程では当然だと考えているが、議会の中で態度を表明する際には統一するということは現条文にも表れている。しかし、現状実現できていないので、より詳しく追記すべきと考えている。

【委員】

現状で十分であるとする意見と不十分とする意見がある。同じ態度でなければならないという立場なのか、そういった方向で会派内での態度表明を検討すべきという立場なのか、どちらか。

【委員（提案者）】

検討すべきと考えている。

【会長】

本日は各会派の意見を踏まえ、方向性を決定していただきたい。第5条第2項は会派についての基本的な考え方である。各議員の表決態度が異なることが恒常化している会派は、会派の第5条の第2項に照らしてどう捉えていけるのか。このことについて各委

員の意見をお聞かせいただいた上で、最終的に各委員の態度を表明していただきたい。

【委員】

最終的な決断は、各議員に託されているという前提に立った上で、会派としての行動としては議場での賛否を明らかにするが、議場で会派内での賛否が分かれるという状態はないようにすると考えている。結論としては現条文の維持を主張する。

【委員】

会派において態度が異なることが恒常的に続く場合には会派内で話し合うべきである。常に同じ態度が求められるのであれば、交渉会派の人数を4人未満とすることも検討すべきである。表決権はあくまでも議員個人にあり、選挙においては個人名の投票であることに重きを置くべきであるため、現条文の維持を主張する。

【委員（提案者）】

会派内において各議員の態度が異なっていることがあるという現状から、条文を明確にすべきである。

【委員】

会派内で意見が分かれることもあるが、最終的には会派として意見を統一すべきと考えているので賛成である。

【会長】

本件については、各会派の意見が一致することは難しいと考える。よって、本日をもって議論を終了し、本日の議論を踏まえて最終的に議会運営委員会に報告する文案を正副会長で作成し、次回皆さまにお示ししたいが、よろしいか。

（「異議なし」という人あり）

【会長】

次に、解決策②に対する各会派の意見を伺う。会派の考えについて説明願う。

【委員（提案者）】

改選期ごとに交渉会派の人数が変わる現状は、議会としての一貫性を欠く印象を区民に与えると考ええる。人数の規定については、例えば議案提出権の12分の1以上も根拠にできると考えている。

また、交渉会派の課題に関し、少数会派から昨年議長に申し入れがあった。人数の取決めがないためにこのような課題が生じると考える。

【委員】

議席数の10%とすることには引がかかるところがあり、反対。地方自治法の議員提出議案に関する議員定数の12分の1以上の賛成という規定によると、板橋区議会においては4名以上の議員の賛成により議案を提出することができるため、これまでどおり4名以上とするのが妥当であると考ええる。

【委員】

反対。今期は交渉会派を4名以上とすることに合意しているが、2名、3名で交渉会派という方向性もあると考えている。また、議席数の10%とする根拠は不明であることから、改選期ごとに会派の構成を決定すべきと考えている。

【委員】

交渉会派の人数は議員総会等で決定してきたという経緯があり、議会慣行を尊重すべきである。

議案提出権の12分の1以上についても根拠としては有用とも考えるが、交渉会派の人数とは直接的には関係はしないということも踏まえ、現状の4名を維持すべきと考える。

【会長】

ただいま各会派から説明があった内容について、質疑応答を行う。

【委員】

交渉会派の人数は改選期ごとに確認しているが、この4期、5期ほど変わっていない。人数が違っては一貫性を欠くと言われる意図を伺いたい。

【委員（提案者）】

近年変更はないが、経緯からも変更の可能性はある。変更する際に区民にわかりやすい基準がないという現状を課題としている。

【委員（提案者）】

平成15年から交渉会派の人数は変わっていないが、その前の期に幹事長会決定で3名以上と変更している。このような変動に対して、区民に説明をする責任がある。改選期ごとに交渉はするが、一定程度人数の目安は必要である。

【委員】

議会の継続性や安定的な運営を考慮して慣行をもとに紳士協定を結び、その上で議会基本条例も制定をされており、改選期ごとに決めるということが原則である。基準を定めることによって改選期ごとに条例改正をすることは避けるべきである。

【会長】

条例を制定している以上、4人会派は交渉会派で3人以下の会派は交渉会派ではないということの区民に対する説明責任がある。各会派の見解があまりにも違うことには課題があるため、少なくともこの検証作業部会では統一的な考え方が必要である。意見を伺う。

【委員】

改選期ごとの決定に問題があるとは考えていないが、交渉会派のあり方については様々な意見があって良い。本日出た様々な意見も踏まえ、人数の議論だけではなく、多様な方々が交渉会派として参加できるようにしていくべきである。

【委員】

議会慣行を尊重すべきである。議論の中で、やはり多様な意見を尊重すべきであるということと、議論をして合議ができるのであれば人数の変更を進めたいという意見も出たことは会派内で報告させていただきたいが、結論としては変わらず、現状を維持すべきである。

【委員（提案者）】

現在の改選期ごとの決定に問題があるとは考えていないという意見に関して、改選期ごとに4人で合意をしてきたということだが、会派内での定義が明確にあれば教えていただきたい。

【委員】

基本的には2人会派3人会派でも交渉会派として認めるべきという考え方であるが、幹事長会における決定というのは非常に重要であると考えているので、慣例に従うことに重きを置いての判断と認識している。

【委員（提案者）】

人数の変更は問題ないという意見もあるが、やはり根拠がある方が区民への説明責任

を果たすことになると思う。改選期ごとに決めることと慣行に従って引き継ぐことの線引きを明確に文面にすることが難しければ、なおさら基準を持つことが必要であるため、改正すべき。

【会長】

意見の一致が見られないので、現状維持はやむを得ないと思うが、様々な意見が出た。会派の人数についてはまとまった意見が見られれば、付帯意見として議運に上げたいと考えるが、それについて何かご意見があれば、伺いたい。

【委員】

付帯意見はその意見についての合意が必要だと思う。今の議論では、取りまとめることは難しいと考える。

【委員】

意見として両論併記という形であれば、記載することは可能と考える。

【会長】

本件については、各会派の意見が一致することは難しいと考える。よって、本日をもって議論を終了し、本日の議論を踏まえて最終的に議会運営委員会に報告する文案を正副会長で作成し、次回皆さまにお示ししたいが、よろしいか。

(「異議なし」という人あり)

【会長】

本件については、この程度でご了承願う。

(2) 第8条 情報公開の推進

【会長】

初めに、解決策①に対する各会派の意見を伺う。会派の考えについて説明願う。

【委員】

反対。既に行われた議会のICT化及び情報公開検討部会では、コロナ禍を踏まえ、費用についても検討した上で、現段階での実施は見送ることと決定しており、その決定を改める理由はない。

【委員】

反対。議会のICT化及び情報公開検討部会では、費用対効果の面から困難であり、現段階での実施は見送ることが妥当であるとの結論が出ている。今後、庁舎の改築等が計画された際などに導入を再検討してはどうか。

【委員（提案者）】

賛成。議会の情報公開は、最も進めていくべきものだと思う。議会のICT化及び情報公開検討部会での結論も承知しているが、改めて情報公開を進めるための工夫について検討すべきだと考え、提案した。

【委員（提案者）】

賛成。第8条第2項に「多様な広報手段を活用するよう努めなければならない」という規定があることや、議会報告会をオンラインで実施したことを考慮すると、前向きに検討していかなければならないと思っている。

【会長】

ただいま各会派から説明があった内容について、質疑応答を行う。

【委員】

議会報告会をオンラインで実施した際は、議員個人の負担で行った。そうした個人に負担を強いるやり方をもって成功したとはいえないと考える。

【委員（提案者）】

議会報告会は議員の主催で実施するため、そのようなことになったと思う。議会報告会の知見を共有することが、情報公開の推進の第一歩となると思う。同じスキームで情報公開すべきということではない。

【委員】

提案のとおり、常任委員会や特別委員会などの中継を実施するには通信環境を整備するために多大な費用がかかってくる。情報公開はとても大事ではあるが、コロナ禍において、予算の使途として何を重視すべきかについて意見を伺いたい。

【委員（提案者）】

フルスペックでの公開をすぐに実施すべきと主張しているわけではなく、費用対効果やコロナ禍をもちろん加味した上で、録音している音声を開示するなどできる範囲から進められればと思っている。

【委員】

費用対効果の観点から言えば、例えば将来北館をリニューアルするタイミングで環境の整備を行っていくほうが良いのではないかな。また、議員個人がSNS等のツールを活用することも必要である。

【委員（提案者）】

無料でできることもあるため、半歩ずつでも進められたら良いと思っている。北館の改修ということになるといつになるか分からないため、基本条例の趣旨にのっとれば、北館の改修を待たずにできることを考えていくべきではないかと思う。

【委員（提案者）】

平成29年の検証作業部会の結論として、情報公開の推進についてさらなる取り組みの議論が必要であると申し送りがされた。このことに今期の議員がどう応えていくかということが問われている。音声の開示など費用をかけずに、どういう形でなら情報公開ができるのか議論をしていく必要があると考える。

【会長】

本件については、各会派の意見が一致することは難しいと考える。よって、本日をもって議論を終了し、本日の議論を踏まえて最終的に議会運営委員会に報告する文案を正副会長で作成し、次回皆さまにお示ししたいが、よろしいか。

（「異議なし」という人あり）

【会長】

本件については、この程度でご了承願う。

(3) 第11条 多様な意見及び要望の把握

【会長】

初めに、解決策①に対する各会派の意見を伺う。会派の考えについて説明願う。

【委員】

反対。現状でも説明機会の付与に関する申合せがあるため改めて作成する必要はない。

【委員】

反対。申合せに取り決めがあり、現状の運用で問題はない。

【委員（提案者）】

現状の運用では請願・陳情が議題となった際に、委員から委員長に申し入れて委員会に諮る形であるが、提出者に希望を確認するという形に変更することが、制度の活用につながると考えている。

【委員】

一部賛成としたが、実質的には現行のままで良いという結論である。必要と認められる場合には、現在のルールに従って実施すべきと考える。

【会長】

ただいま各会派から説明があった内容について、質疑応答を行う。

【委員（提案者）】

提出者の希望を確認している区もある。現状のままで合意が難しければ、他区の運用も参考にしながら説明の機会の付与をどういう形で行うか、引き続き検証すべき。

【会長】

ただいまの提案について、意見を求める。

【委員】

他区の状況の把握等さらに調査を行いたいという提案であれば賛成する。

【委員】

他区と板橋区の状況は異なるため、制度の運用方法も異なると考えるので、現状維持を主張する。

【委員】

委員会で決定する現状のままで問題ないと考える。

【会長】

本件については、各会派の意見が一致することは難しいと考える。よって、本日をもって議論を終了し、本日の議論を踏まえて最終的に議会運営委員会に報告する文案を正副会長で作成し、次回皆さまにお示ししたいが、よろしいか。

（「異議なし」という人あり）

【会長】

本件については、この程度でご了承願う。

【会長】

次に、解決策②に対する各会派の意見を伺う。会派の考えについて説明願う。

【委員】

反対。現状においても会議規則に手続き規定があり実施可能である。

【委員】

反対。現状のままで良いと判断する。

【委員（提案者）】

公聴会・参考人制度をより活用するために提案した。

【委員】

一部賛成。現行ルールで実行可能であり、必要であると認められる際には実施していくべきだが、議論を深めるために制度を活用していくべきと考える。

【会長】

ただいま各会派から説明があった内容について、質疑応答を行う。

【委員】

具体的な運用ルールについてイメージがあればお示しいただきたい。

【委員（提案者）】

特に何かイメージがあるわけではないが、自治体DX調査特別委員会で専門家を招くという話があったということも踏まえ、制度のより一層の活用に向けて課題が生じた際に、改めてルールを考えることが必要になってくると考えている。

【会長】

本件については、各会派の意見が一致することは難しいと考える。よって、本日をもって議論を終了し、本日の議論を踏まえて最終的に議会運営委員会に報告する文案を正副会長で作成し、次回皆さまにお示ししたいが、よろしいか。

（「異議なし」という人あり）

【会長】

本件については、この程度でご了承願う。

(4) 第12条 議会報告会

【会長】

初めに、解決策に対する各会派の意見を伺う。会派の考えについて説明願う。

【委員】

一部賛成。毎年1回以上の開催に捉われないことや、報告内容や手法を変えて見直しを図るべきということには賛成だが、2年に1回という部分や内容については議論が必要ではないか。

【委員（提案者）】

事前質問によるWeb開催をしていくことがニーズに合っている。Web開催した翌年は通常開催するなど、アフターコロナを見据えた開催方法を検討してみてはどうかという提案趣旨である。区民の意見を集約して、各会派で区長への要望等に反映することも重要な視点であると思う。

【委員】

一部賛成。議会報告会の開催のあり方、工夫といったところは必要であると考えているが、年1回以上の規定を変える必要はない。

【委員】

一部賛成。議会報告会のあり方の検討は議論する必要がある。意見交換会のような形に変えることについては、慎重に議論しなければならない。Web開催と通常開催は、状況に合わせて開催方法を検討すべきである。会派で区長に要望する点は議論が必要。質問の回答方法をより充実するという部分については進めるべきと考える。

【会長】

ただいま各会派から説明があった内容について、質疑応答を行う。

【委員】

年1回の開催の縛りを2年に1回開催など検討が必要ではないかと言ったのは、回数というより中身の問題で、Web開催やこれまでどおり人を集めて行う開催を隔年でやるという認識でよろしいのか。年1回開催という規定を変えるべきという主張ではない

ということか。

【委員（提案者）】

2年に1回にしてくださいということではなく、内容を充実するにあたって、必要であれば回数の見直しもあるのではないかということになる。Webそして次は対面という形でも良いと思う。

【委員】

Web開催であろうが対面であろうが、1回は1回という認識でよいか。

【委員（提案者）】

そのように考えている。

【委員】

年1回というのを変えるということではないという話もあったので、ご意見をもう1回確認したい。

【委員】

年1回の開催の縛りを2年に1回にと受け止めた上で、毎年1回以上の開催に捉われずと判断しているので、Web開催を含めて毎年ということになれば、また確認をしなければいけない。

【委員】

条例の規定上、年1回というのを変えるべきではない。提案者の説明だと条文を変えることにはこだわっていないということなので、どこで一致点が見られるのかは、もう1回整理が必要。改めて会派で議論していただき、再度検証作業部会で議論するということでも良いのではないか。

【委員】

やり方や内容は、実行委員会が決めていくのか。

【委員（提案者）】

毎回の議会報告会の運営については、実行委員会が決めていく方向で賛同するところだが、ニーズに合ったスタイルを今後検討していくということが大本命であると思う。

【委員】

議会報告会の第12条の条文について、年1回以上というのを変える必要があるのかどうか、改めてその意見を表明していただくことが必要である。

【事務局次長】

検証作業部会では、条例の内容が適切に行われているか、条例改正が必要かどうかを議論の対象。議会報告会の内容については、板橋区議会報告会実施要領に規定されるが、要領を直すのは検証作業部会ではなく、議運になると思う。この作業部会では、特に実施回数の部分に焦点を絞って条例改正が必要か否かをご検討されたほうが議論が絞られてくると思う。

【会長】

会派の考え方をもう一度検討し直す必要があると判断する。次回、会派の考え方を持ち寄り結論を出したい。

【会長】

本件については、この程度でご了承願う。

4 閉会宣告 【会長】